

# 技術情報管理認証制度に係る告示の制定・改正概要

令和6年6月  
経済産業省貿易経済協力局  
安全保障貿易管理課

## 1. 告示制定・改正の趣旨

平成30年の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）改正によって、事業者の技術等の情報の管理について、国で示した基準に即して守られているかどうかを、経済産業省等の主務省庁の認定を受けた第三者機関（以下「認証機関」という。）による認証を受けられる制度（技術情報管理認証制度。以下「認証制度」という。）が設置された。

令和6年4月末時点で、認証を付与する認証機関として8組織を認定し、認証機関から計42社が認証を取得しているところ。認証制度の普及を進める中、認証を取得するための基準が必要以上に複雑であると認証機関や業界団体から指摘されている。

こうした課題を解決し、更なる制度の普及や事業者に対して認証の取得を促進するため、有識者検討会等で制度見直しの検討を行った。有識者検討会等で提示された基準の見直し案を踏まえ、「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第3号）」（以下「基準告示」という。）について、現行の告示を廃止し新たに定めるとともに、「技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第4号）」（以下「実施の方法告示」という。）及び「技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第5号）」（以下「指針告示」という。）の一部を改正する。

## 2. 制定・改正の概要

### ①事業者が具体的に取り組む内容をわかりやすくする

現行の基準告示では、なにを満たすべきなのかがわかりにくい、類似の項目が散見されるためわかりにくいという意見があった。制定案では必ず満たすべき「義務項目」と義務項目を達成するための手段である「義務項目を達成するために適切と考えられる手段」に書き分けるとともに、できる限り類似の項目をまとめる。

また、情報セキュリティに関する専門知識を持たない事業者にも理解しやすいよう、言葉遣いをシンプルにし、用語を統一する。

### ②業界団体の問題意識やニーズを踏まえる

業界団体へのヒアリングを踏まえ、自工会／部工会サイバーセキュリティガイドラインのレベル1の項目を網羅する。

### ③経済社会環境の変化に対応する

現行の基準告示で定めている施設、装置等の数値要件は、現下のセキュリティに関する状況にそぐわないため、削除する。

また、サイバーセキュリティへの対策を強化すべきとの意見を踏まえ、ISO/IEC27001:2022 付属書Aに記載されている、サイバーセキュリティ概念における「検知」または「対応」の属性に該当する管理策を参照し、改正案に追加する。

### ④基準告示のハネ改正

実施の方法告示及び指針告示の中で、現行の基準告示を引用している箇所があるため、修正する。

## 3. 告示の制定・改正スケジュール

- 2月～ 有識者検討会、ワーキンググループにて告示改正案を提示。
- 5月～ 各省協議を実施
- 6月～ パブリックコメント実施
- 7月～ 官報掲載、公布。同日施行